

民間社会福祉施設サービス推進費における 「サービス改善計画」等の取組を公表します。

サービス推進費と福祉サービス第三者評価

民間社会福祉施設サービス推進費の交付施設においては、平成 19 年度から、以下の取組を実施しています。

- 少なくとも 3 年に 1 度は第三者評価を受審（一部の施設を除く。）
※障害者自立支援法における新体系事業を運営する施設は、まだ第三者評価の対象ではないため、第三者評価と同内容の「第三者評価に準ずる調査」を実施
- 第三者評価を実施しない年は、第三者評価の利用者調査手法を活用した「利用者に対する調査」を実施
- 第三者評価等の結果を施設での利用者サービス向上のための取組につなげるために、「サービス改善計画・実施状況」を各施設が作成・公表

＜サービス推進費とは＞

東京都においては、独自に民間社会福祉施設サービス推進費補助を行うことにより、民間社会福祉施設の創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図っています。

公表している内容について

ここで公表しているのは、次のものです。

- 施設から東京都に提出された「サービス改善計画」
- 「第三者評価に準ずる調査」又は「利用者に対する調査」の結果報告書（これら調査を実施した施設のみ。）

サービス改善計画は「第三者評価」、「第三者評価に準ずる調査」又は「利用者に対する調査」の結果に基づいて作成されています。

なお、「第三者評価」を受審した施設の評価結果は、「とうきょう福祉ナビゲーション」の第三者評価のページで公表しています。（事業所情報の詳細ページからも、「評価情報詳細」のボタンをクリックすれば見られます。）

※サービス改善計画は、作成年度の 3 月 31 日時点の情報です。翌年度の 10 月 1 日時点の情報は、サービス改善実施状況として、当該施設内において公表しています。

※サービス推進費交付施設においては「財務情報等の公表」の取組も行っており、第三者評価等の公表とあわせて、利用者への情報提供とともに、利用者サービスのさらなる向上のために常に努力しています。

次のページより、「サービス改善計画」等を公表しています。

様式3

私たちの施設は、「福祉サービス第三者評価」を活用して、利用者サービス向上のために常に努力しています。

「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名	日の出舎（障害者支援施設）		施設番号	34-0008
項目	評価結果に基づく現状分析 (23年度)	改善計画 (23年度末時点)	実施状況 (24年10月1日時点までに報告)	
「中堅職員を育成する組織的な仕組みの構築」について	課長補佐が中心となって経営課題の検討や支援現場の指示・相談・調整を担う体制が充分機能する為に、その役割の明確化や、意欲に応えるための後方支援が求められている。	本年度は法人全体で人事考課制度の全面的な改定作業を行なったが、さらに改善が必要となっている。これを法人事業所間（諸規定検討委員会が中心）で完成させ、キャリアパスを明確化することにより、課長補佐の役割明確化とその支援を系統だったものとする。		
「外出活動や余暇活動のさらなる充実により、利用者が地域で活動できる場の展開を」について	本年度は施設建替え工事のためやむをえず環境整備や外出支援、地域行事参加の制約・縮小があった。新施設完成後は、利用者の外出・余暇・地域活動の新たな展開と充実が課題となっている。	一層の活動の充実と地域社会との連携強化に向けて、職員体制と活動内容の整理、再編成に着手する。これと並行して経営目標の24年度重点目標に則し次年度事業計画を策定する。		
「サービスの質の向上の為多職種連携の一層の推進を」について	支援員、看護師、栄養士等の職種間での情報の共有や意見交換の場が少なく、利用者情報の共有・連絡等を定期的に行い、充実させ、サービスの質の向上を図る必要がある。	事業所内のケースカンファレンスを継続発展させると共に運営会議と新たに動き出した業務別委員会の連携を更に緊密する。		

※この様式は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」等の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価（又は利用者に対する調査）の結果は、施設において公表しているほか、「とうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できま